

## くまもと県版GAP認証制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、持続的な農業生産を行うため、熊本県内で生産する農産物を県が定めた食品安全、環境保全、労働安全の基準に基づき、生産、出荷されることを県が認証する制度について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認証

農林産物の生産にあたって、認証に関する要件（以下「認証要件」という。）及び認証に関する基準（以下「認証基準」という。）に適合していることを熊本県知事が認め証明することをいう。

(2) 認証取得者

前号の規定により認証を取得した生産者、団体をいう。

(3) 調査員

農場の生産工程管理の実施状況を、基準に基づき調査する者。

(4) 農産物

食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた農産物に該当するものをいう。

### (認証の範囲)

第3条 原則、県内で生産、出荷される農産物とする。

2 認証する区分は次のとおりとする。

野菜、果樹、穀物（米・麦）、茶、きのこ（原木）、きのこ（菌床）、たけのこ、その他作物（食用）

### (認証要件)

第4条 認証を申請できる者は、次の要件に該当するものとする。

(1) 原則、熊本県内に住所を有すること。

(2) 第3条第1項に規定する農産物を1品目1作あたり1アール以上生産していること。

(3) 団体については、対象とする農産物に係る統一的な生産出荷基準を定め、当該基準の遵守を管理する事務局を有すること。

(申請の区分)

第5条 申請の区分は、個人及び団体とする。

(認証基準)

第6条 知事は、認証の区分及び団体申請に係る認証基準（別記第1号）を設定するものとする。

(認証費用)

第7条 認証費用については別途定める。

(認証申請)

第8条 認証を受けようとする者は、申請書（様式第1号）により知事に申請するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) くまもと県版GAP 自己点検評価シート（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 残留農薬分析結果（参考様式第1号）

3 第5条の申請の区分が団体の場合は、さらに次の書類を添付するものとする。

(1) 規約

(2) 生産者名簿

(3) 栽培暦、出荷規格

(調査)

第9条 知事は、前条の申請に基づき調査員を通じ現地にて取組内容の全てについて取組状況調査を行う。

2 調査員は、申請者と利害関係がなく、JGAP指導員の資格又は同等の知識を有し、適切に調査することができると知事が認める者とする。

3 個人で申請した場合は、個人の書類及び現地調査を行う。団体で申請した場合は、団体事務局及び団体に所属する生産者数の平方根以上（小数点切り上げ）を満たす数をサンプリングし、書類及び現地調査を行う。なお、団体の統治機能等に問題がある場合は、知事の判断により生産者数を追加でサンプリングし、調査することができることとし、サンプリングする生産者は、10日以上前に団体事務局へ通知するものとする。

4 知事は、取組状況調査を終了したときは、その結果について速やかに取りまとめ、申請者に取組状況調査報告書（様式第4号）を提出するものとする。

5 認証基準に適合していない項目があった場合、申請者は取組状況調査から1ヶ月以内に改善に係る行動計画を記載した改善報告書（様式第5号）を知事に提出する

ものとする。

6 知事は、改善計画書をもとに取組状況を再調査する。なお、必要に応じて現地での調査を行うものとする。

(審査委員会の開催)

第10条 知事は、取組状況調査及び改善報告書の提出に基づき、認証の可否を判定するための審査委員会を設置し、次の時期に開催するものとする。〔〕内は直近の申請書受付期間とする。

(1) 5月〔1～3月〕

(2) 8月〔4～6月〕

(3) 11月〔7～9月〕

(4) 2月〔10～12月〕

(審査委員会の構成と判定)

第11条 審査委員会は、農業生産又は農業生産に関する指導、調査もしくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者及び消費者代表、学識経験者等の複数名で構成するものとし、知事が委嘱する。ただし第2条に規定する調査員と同一の者とすることはできないものとし、申請者との利害関係がない者とする。

2 審査委員会は、第9条に基づく取組状況調査の結果に基づき、認証の可否の審査を行うものとする。

(認証)

第12条 知事は、前条第2項の審査委員会の結果に基づき、当該申請者を認証するものとする。

2 知事は、認証した時はくまもと県版GAP認定通知書(様式第6号)及び認定証書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(登録)

第13条 前条の規定により認証された者は、認証番号、認証区分、認証日、生産者(団体)名、市町村名、品目名、問い合わせ先を登録し、併せて県ホームページで公表するものとする。

(認証登録の有効期間)

第14条 認証の有効期間は、認証を受けた日から1年を経過した月の属する月末の間とする。

(認証後の確認調査)

第 15 条 知事は原則として出荷開始後に現地確認調査を行うものとする。

2 同調査については第 16 条に規定する更新は除く。

(更新)

第 16 条 認証の更新を受けようとする場合には、認証有効期間が満了する日の 2 ヶ月前までに、第 8 条の規定に準じ更新申請を行うものとする。

(監査)

第 17 条 知事は、認証取得者に対し生産出荷等の状況について、必要があると認められるときは、認証基準適合の可否を監査するものとする。

2 前項において、知事は改善の必要があると認めるときは、認証取得者に対して必要な措置を講じるよう指示するものとする。

(変更申請)

第 18 条 認証取得者は、認証申請した内容に変更が生じた場合は、第 8 条に準じて変更申請書を提出するものとし、知事は第 9 条に準じて取組状況調査を行うものとする。

2 軽微な変更の場合は様式第 8 号により、遅滞なく知事に届け出るものとする。  
なお、軽微な変更とは、住所・氏名(団体名)・連絡先の変更を指す。

(認証取得者の遵守事項)

第 19 条 認証取得者は、関係法令を遵守しなければならない。

- 2 認証取得者は、生産管理、品質管理に誠意を持って取り組まなければならない。
- 3 認証取得者は、認証基準に則した生産工程管理の実践を行い、1 年に 1 回以上、自己点検や内部監査を実施し、不適切な事項があれば改善を行うよう、努めなければならない。
- 4 認証取得者は、知事の行う監査等に誠実に対応しなければならない。

(認証・登録の取消し)

第 20 条 知事は、次の場合に、審査委員会の意見を踏まえ、認証・登録を取り消すことができるものとする。知事は取消しを行う場合には、審査委員会を開催し、その結果を踏まえて、取消しの決定を行うものとする。(様式第 9 号)

- (1) 監査の結果、認証取得者の取組が認証基準等に適合していないこと等、不適切な事実が確認され、かつ改善措置に従わない場合。
- (2) 認証取得者の申請内容に虚偽が判明した場合

- (3) その他認証取得者が信頼性を損なう行為をした場合
- 2 知事は、様式第10号により認証取得者から認証・登録取消しの申請があった場合は、認証・登録を取消すものとする。

(書類の整備及び保管)

- 第21条 認証取得者は認証を受けた取組に関する書類、所属する構成員の名簿等を整備し、認証を受けた期日から3年間保管するものとし、知事の求めがあった場合には、これを開示しなければならない。

(事故等の対応)

- 第22条 認証された農産物について、品質等に関する事故等（以下、「事故等」という。）が発生した場合は、認証取得者がその責任を追うものとし、責任をもって原因究明を行うとともに、誠意をもって必要な措置を講じるものとする。
- 2 知事は、事故等が発生した場合、認証取得者に対し適切な指導を行うものとする。

(業務委託)

- 第23条 知事は、次の業務を委託できるものとする。
- (1) 第8条に基づく認証申請の受付に係る業務
  - (2) 第9条に基づく調査の実施に係る業務
  - (3) 第10条及び第11条に基づく審査委員会の開催及び審査委員の任命に係る業務
  - (4) 第12条に基づく認証に係る業務
  - (5) 第15条に基づく認証後の確認調査に係る業務
  - (6) 第16条に基づく更新に係る業務
  - (7) 第17条に基づく監査に係る業務
  - (8) 第18条に基づく変更申請に係る業務
  - (9) 第20条に基づく認証の取消しに係る業務
  - (10) その他知事が必要と認める業務
- 2 知事が、前項に定める業務を外部に委託した場合、それぞれの項の「知事」は「受託者」に読み替えるものとする。

附則 この要領は平成29年7月31日から施行する。

附則 この要領は平成29年12月27日から施行する。

附則 この要領は平成30年4月6日から施行する。

附則 この要領は平成30年5月7日から施行する。